再生利用業の一例

掘削等により生じた産業廃棄物に該当する建設汚泥

↓

建設汚泥の改良処理を行い、発生した工事現場にて利用
※建設汚泥を工事現場とは別の場所で保管・改良する場合

建設汚泥発生
A業者（元請け）
＝排出者

（工事現場から持ち出し）
1．運搬(1)

（保管場所）
2．改良処理

（工事現場へ搬入）
3．運搬(2)

土砂として利用

A業者（元請け）
自ら運搬・改良を行う場合

許可等不要（自ら利用に該当）
※保管面積が300㎡以上である場合は
「産業廃棄物の保管の届出」が必要

B業者（下請け）

許可等が必要
（自ら利用とならない）

（必要な許可等）
再生利用業個別指定（輸送業）
産業廃棄物収集運搬業の許可【汚泥】

許可等が必要
（自ら利用とならない）

（必要な許可等）
再生利用業個別指定（活用業）
産業廃棄物処分業の許可【汚泥】

許可等が必要
（自ら利用とならない）

（必要な許可等）
再生利用業個別指定（輸送業）
産業廃棄物収集運搬業の許可【汚泥】

C業者（工事無関係）

許可等が必要
（自ら利用とならない）

（必要な許可等）
再生利用業個別指定（輸送業）
産業廃棄物収集運搬業の許可【汚泥】

許可等が必要
（自ら利用とならない）

（必要な許可等）
再生利用業個別指定（活用業）
産業廃棄物処分業の許可【汚泥】

許可等が必要
（自ら利用とならない）

（必要な許可等）
再生利用業個別指定（輸送業）
産業廃棄物収集運搬業の許可【汚泥】